

[事案 2024-110] 新契約取消請求

・令和7年4月4日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年8月に3件の医療保険（契約①②③）、災害関連保障保険（契約④）、死亡保険（契約⑤）を契約し、平成29年4月に医療保険（契約⑥）、令和4年8月に医療保険（契約⑦）を契約したが、7件も契約する必要がなかった。また、募集人は高額療養費制度を理解しておらず、高額療養費制度の説明を受けなかったため、不必要な契約を取り消し、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約の申込みは申立人の意思にもとづくものである。
- (2)募集人が高額療養費制度を理解していなかったこと、契約時にその説明がなかったことは認めるが、平成27年、平成29年の契約時には、生命保険の募集時に高額療養費制度の説明義務はなかった。また、令和4年の契約時には、公的保険制度についての情報提供を適切に行うことが「保険会社向けの総合的な監督指針」上求められていたため、募集人はこれに反しているが、民法上の詐欺または錯誤の要件を満たすものではなく、契約を取り消す理由にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は事情聴取において、契約①②③④⑤⑥の一部を解約することを前提に、契約⑦を勧誘した旨陳述しているが、その後、契約①②③④⑤⑥の解約について特段サポートをした様子がなく、十分な対応ができていない。
- (2)事情聴取の陳述内容からすると、募集人は、高額療養費制度について正確な案内ができていたかについて疑問が残る。
- (3)契約⑤は死亡保険であるが、契約①②③④⑤の意向確認書には「死亡時の遺族保障」欄にチェックが付いていない。さらに募集人は、事情聴取にて、申立人には姪または甥に財産を残したいとの意向があることを認識している旨陳述していたが、契約⑤の死亡保険金受取人は申立人の兄であり、申立人の意向を十分に把握できていたか疑問が残る。